

相模原市公共工事苦情処理手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、相模原市の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保並びに公正な競争の促進を図るため、相模原市が発注する工事に係る苦情処理手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱による苦情処理の対象は、契約事務主管課において入札及び契約手続を行った工事とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定が適用される調達契約を除く。

(苦情の申立て窓口)

第3条 この要綱による苦情処理の窓口は、契約事務主管課とする。

(苦情の申立て手続等の教示)

第4条 市長は、この要綱による苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(苦情の申立ての範囲)

第5条 苦情の申立てができる者及び申立ての範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札において、当該入札の競争参加資格の確認申請を行った者のうち、競争参加資格がないと認められた理由に対して不服がある者は、市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について苦情の申立てができる。
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の業種区分に登録がある者のうち、当該入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由について苦情の申立てができる。
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の業種区分に登録がある者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して選定されなかった理由について苦情の申立てができる。

(苦情の申立ての方法)

第6条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、書面により、市長に対して行うことができるものとする。

(1) 第5条第1号に掲げる苦情については、競争参加資格がないと通知した日の翌日から起算して5日(相模原市の休日を定める条例(平成元年条例第4号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内。

(2) 第5条第2号に掲げる苦情については、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。

(3) 第5条第3号に掲げる苦情については、契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。

2 苦情の申立ての書面には、申立者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者名、住所又は所在地、申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(苦情の申立てへの回答)

第7条 市長は、苦情の申立てがあつた場合は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第8条 市長は、申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理結果の公表)

第9条 市長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第10条 苦情申立ての回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、市長から回答書を受け取った日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により行うものとし、再苦情の申立ての方法は第5条の規定を準用するものとする。

3 市長は、再苦情の申立てがあつた場合は、速やかに相模原市入札監視委員会

(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第11条 市長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内にその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第12条 市長は、申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13条 市長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(入札手続きの執行)

第14条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札及び契約手続の執行を妨げない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。